

佐賀県告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次の県道の路線を変更する。

その関係図面は、令和 8 年 4 月 10 日から同年 5 月 11 日まで佐賀県県土整備部道路課、佐賀土木事務所及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な 経過地
			終点	
350	旧	相知巖木線	唐津市相知町	———
			唐津市巖木町	
	新	相知多久線	唐津市相知町	———
			多久市	